

令和6年度

社会福祉法人・施設等に対する指導監査の概要

長野県健康福祉部

地域福祉課福祉監査担当

【目 次】

第1 指導監査の実施状況	1
第2 指導監査の実施結果	5
1 社会福祉法人	5
2 社会福祉施設及び事業所	
(1) 保護施設等	8
(2) 老人福祉法関係	
ア 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護を含む）	8
イ 軽費老人ホーム	9
ウ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護及びサービス付き高齢者向け住宅を含む）	10
(3) 介護保険法関係	
ア 訪問介護	12
イ 訪問看護	13
ウ 通所介護	15
エ 通所リハビリテーション	16
オ 短期入所生活介護（単独事業所）	17
カ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売	18
キ 介護老人福祉施設（併設の短期入所生活介護を含む）	19
ク 介護老人保健施設（併設の短期入所療養介護及び通所リハビリテーションを含む）	21
ケ 介護医療院	22
(4) 障害者総合支援法関係	
ア 訪問系サービス事業所	24
イ 通所系等サービス事業所	25
ウ 就労系サービス事業所	26
エ 短期入所	27
オ 共同生活援助	27
カ 障害者支援施設（併設の短期入所を含む）	28
(5) 児童福祉法関係	
ア 障がい児系施設・事業所	30
イ 保育系施設	31
ウ 社会的養護関係施設（児童養護施設等）	31

※ 指導監査結果の集計に当たって、障害者総合支援法及び児童福祉法に係る一部のサービスについては、下表のとおり区分して取りまとめています。

根拠法	区分名	サービス名
障害者総合支援法	訪問系サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助
	通所系等サービス事業所	療養介護、生活介護、自立訓練、一般相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）
	就労系サービス事業所	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
児童福祉法	障がい児系施設・事業所	障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業
	保育系施設	保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設
	社会的養護関係施設	母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

※ 指導監査対象の事業所数が少ない等の理由で、一部のサービスについては個別の指導監査結果を掲載していません。

また、一部のサービスについては、集計方法が年度により異なるため、過年度との比較はしていません。

※ 各種割合等については、原則として小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

第1 指導監査の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して、法人・施設の適正な運営、福祉サービスの質の確保及び利用者処遇の向上を目的に、市町村等と連携して指導監査を実施しました。

令和6年度に地域福祉課福祉監査担当及び各保健福祉事務所が実施した指導監査の状況は、下表のとおりです。

区 分		対象数 A	計画数 B	実施数 C	実施率 C/B	実施割合 C/A	
社会福祉法人	地域福祉課 (下記以外の法人)	84	30	29	96.7%	34.5%	
	保健福祉事務所 (町村社会福祉協議会及び保育所等のみを運営する法人)	65	20	16	80.0%	24.6%	
	小 計 ①		149	50	45	90.0%	30.2%
	参 考	令和5年度	149	50	50	100.0%	33.6%
		令和4年度	149	57	45	78.9%	30.2%
社会福祉施設等	地域福祉課 (主に入所系サービス事業所)	810	305	289	94.8%	35.7%	
	保健福祉事務所 (主に居宅系サービス事業所)	3,400	1,495	1,423	95.2%	41.9%	
	小 計 ②		4,210	1,800	1,712	95.1%	40.7%
	参 考	令和5年度	4,135	1,690	1,538	91.0%	37.2%
		令和4年度	4,014	1,687	1,604	95.1%	40.0%
合 計 (①+②)		4,359	1,850	1,757	95.0%	40.3%	
参 考	令和5年度	4,284	1,740	1,588	91.3%	37.1%	
	令和4年度	4,163	1,744	1,649	94.6%	39.6%	

※施設・事業所別の実施状況は3～4ページを参照

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、社会福祉法人・社会福祉施設等ともに延期又は中止したことがあるため、実施数等は通常年と比較して減少していましたが、令和6年度から3年間をかけて、延期又は中止した社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査を重点的に実施しています。

指導監査の実施周期は、原則として下表のとおりです。
 なお、必要に応じて随時実施する場合があります。

種 別 等		実施周期
社 会 福 祉 法 人	法人本部の運営、経営する社会福祉施設等に係る設備基準、報酬の請求等に特に大きな問題が認められない法人	3年に1回
	会計監査人監査等により財務状況の透明性等が確保されている以下の法人	
	・会計監査人を置く法人（特定社会福祉法人）	5年に1回
	・公認会計士等による上記に準じた監査を実施する法人	
	・専門家による財務会計の支援を受けた法人	4年に1回
苦情解決への取組みが適切に行われ、以下のいずれかに積極的に取組み、良質・適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断された法人 ・福祉サービス第三者評価事業等の受審、公表（ISO9001も同様） ・地域社会に開かれた事業運営 ・先駆的な社会貢献活動の取組	4年に1回	
	上記以外の法人	毎年
保 護 施 設	救護施設	毎年（※）
	社会事業授産施設	4年に1回
高 齢 者 関 係 施 設	老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）	概ね3年に1回
	介護保険施設・事業所	概ね3年に1回
障 が い 者 関 係 施 設 等	障害者支援施設・障害福祉サービス事業所	概ね3年に1回
児 童 関 係 施 設	障害児入所施設	毎年
	障害児入所施設を除く障がい児系事業所	概ね3年に1回
	保育系施設（保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設）	毎年
	社会的養護関係施設	毎年

※ 前年度の指導監査の結果、適正な運営が確保されていると認められる場合等は、2～3年に1回

令和6年度 社会福祉施設等に対する指導監査実施状況

(令和6年度計)

1 社会福祉法人

区 分		対象数 (A)	実施計画数			実施数 (C)	実施率 (C/B)×100	実施割合 (C/A)×100
			地 域 福祉課	保健福祉 事務所	計(B)			
地域福祉課	社会福祉法人(下記以外)	84	30		30	29	96.7%	34.5%
保健福祉 事務所	町村社会福祉協議会	56		17	17	15	88.2%	26.8%
	保育所のみを運営する法人	9		3	3	1	33.3%	11.1%
	小 計	65		20	20	16	80.0%	24.6%
合 計		149	30	20	50	45	90.0%	30.2%

2 施設・事業所

区 分		対象数 (A)	実施計画数			実施数 (C)	実施率 (C/B)×100	実施割合 (C/A)×100			
			地 域 福祉課	保健福祉 事務所	計(B)						
保 護 施 設 等	生活保護法	救護施設	5	1	1	1	100.0%	20.0%			
	社会福祉法	社会事業授産施設	31	12	12	12	100.0%	38.7%			
	小 計		36	13	0	13	13	100.0%	36.1%		
高 齢 者 関 係 施 設 等	老 人 福 祉 法	特別養護老人ホーム	5	2	2	2	100.0%	40.0%			
		養護老人ホーム	23	4	4	3	75.0%	13.0%			
		軽費老人ホーム	24	10	10	10	100.0%	41.7%			
		有料老人ホーム	162	46	46	43	93.5%	26.5%			
		サービス付き高齢者向け住宅	74	21	21	20	95.2%	27.0%			
	介 護 保 険 法	居 宅 (介 護 予 防) サ ー ビ ス	訪問介護	350		112	112	115	102.7%	32.9%	
			訪問入浴介護	30		7	7	7	100.0%	23.3%	
			訪問看護(ステーション)	154		42	42	44	104.8%	28.6%	
			通所介護	275		86	86	88	102.3%	32.0%	
			通所リハビリテーション	50	30		30	27	90.0%	54.0%	
			短期入所生活介護	55	25		25	25	100.0%	45.5%	
			短期入所療養介護	3	3		3	1	33.3%	33.3%	
			特定施設入居者生活介護	67	15		15	15	100.0%	22.4%	
			福祉用具貸与	74		26	26	24	92.3%	32.4%	
			特定福祉用具販売	75		27	27	25	92.6%	33.3%	
			施 設 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設	136	46		46	45	97.8%	33.1%
				介護老人保健施設	75	30		30	28	93.3%	37.3%
				介護医療院	15	12		12	10	83.3%	66.7%
			小 計		1,647	244	300	544	532	97.8%	32.3%

区 分		対象数 (A)	実施計画数			実施数 (C)	実施率 (C/B)×100	実施割合 (C/A)×100	
			地 域 福祉課	保健福祉 事務所	計(B)				
障 が い 者 関 係 施 設 等	訪問系	居宅介護	239		96	96	80	83.3%	33.5%
		重度訪問介護	205		93	93	58	62.4%	28.3%
		同行援護	50		18	18	16	88.9%	32.0%
		行動援護	62		20	20	17	85.0%	27.4%
		重度障害者等包括支援	3		1	1	1	100.0%	33.3%
		自立生活援助	12		2	2	2	100.0%	16.7%
	通所系等	療養介護	4			0	0	—	0.0%
		生活介護	149		48	48	54	112.5%	36.2%
		自立訓練	28		6	6	5	83.3%	17.9%
	就労系	就労移行支援	23		5	5	7	140.0%	30.4%
		就労継続支援A型	45		17	17	18	105.9%	40.0%
		就労継続支援B型	249		91	91	87	95.6%	34.9%
		就労定着支援	11		2	2	2	100.0%	18.2%
	相談系	地域移行支援	56		9	9	8	88.9%	14.3%
		地域定着支援	57		10	10	9	90.0%	15.8%
	短期入所	136		34	34	25	73.5%	18.4%	
	共同生活援助	173		52	52	50	96.2%	28.9%	
	障害者支援施設	47	15		15	14	93.3%	29.8%	
	小 計		1,549	15	504	519	453	87.3%	29.2%
	児 童 関 係 施 設 等	障 が い 児 系	障害児入所施設	6	3		3	3	100.0%
児童発達支援センター			9		5	5	5	100.0%	55.6%
児童発達支援事業			88		26	26	30	115.4%	34.1%
放課後等デイサービス			186		72	72	63	87.5%	33.9%
居宅訪問型児童発達支援			5		2	2	2	100.0%	40.0%
保育所等訪問事業(障害児サービス)			40		18	18	15	83.3%	37.5%
保 育 系		保育所(保育所型認定こども園を含む)	393		372	372	377	101.3%	95.9%
		幼保連携型認定こども園	58		35	35	36	102.9%	62.1%
		認可外保育施設	161		161	161	153	95.0%	95.0%
社 会 的 養 護 系		母子生活支援施設	3	3		3	3	100.0%	100.0%
		乳児院	4	4		4	4	100.0%	100.0%
		児童養護施設	15	15		15	15	100.0%	100.0%
		児童心理治療施設	1	1		1	1	100.0%	100.0%
		児童自立支援施設	1	1		1	1	100.0%	100.0%
		児童家庭支援センター	6	6		6	6	100.0%	100.0%
小 計		976	33	691	724	714	98.6%	73.2%	
施設・事業所 合計		4,208	305	1,495	1,800	1,712	95.1%	40.7%	
		地域福祉課	808		305	289	94.8%	35.8%	
		保健福祉事務所	3,400		1,495	1,423	95.2%	41.9%	
全 体 合 計		4,357	335	1,515	1,850	1,757	95.0%	40.3%	
		地域福祉課	892		335	318	94.9%	35.7%	
		保健福祉事務所	3,465		1,515	1,439	95.0%	41.5%	
		計	4,357		1,850	1,757	95.0%	40.3%	

第2 指導監査の実施結果

1 社会福祉法人

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年にわたり、福祉サービス供給の中心的役割を果たしています。

福祉サービスの利用の仕組みが行政による措置から利用者との契約に移行し、また、民間会社など多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進むなど、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しました。

また、急速な少子・高齢化や高齢単独世帯の増加など、社会情勢・地域社会の変化により多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉法人の果たす役割はますます重要になっている反面、税制上の優遇措置や施設整備補助金等の多額の公費が投入されている社会福祉法人に対して、経営体制（ガバナンス）の改善、透明性の確保及び財務規律の強化などを求める厳しい指摘も受けました。

このような状況の中、平成28年に社会福祉法が大幅に改正され、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手として役割を果たすことができるよう、公益性と非営利性を確保する観点から国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底することを主眼に、社会福祉法人制度改革が行われました。

令和6年度の一般指導監査では、厚生労働省が作成した「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、評議員会や理事会の適正な運営、決算関係書類等の公表による事業運営の透明性の確保及び社会福祉法人会計基準に基づく適正な会計処理などを重点的に指導しつつ、社会福祉法人制度改革の対応状況について改めて確認を行いました。

(1) 指導等件数の状況

指導の区分	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
文書指摘（ガイドラインの指摘基準に該当する事項）	239	52.2	219	43.6	146	45.6
口頭指摘（軽微な法令違反等又は改善が見込まれる事項）	162	35.4	209	41.6	99	30.9
助言（違反ではないが法人運営向上のため参考にする事項）	57	12.4	74	14.7	75	23.4
計	458	100.0	502	100.0	320	100.0

平成29年度に施行された社会福祉法人制度改革から8年目を迎えましたが、いまだに新制度への理解が進んでいない法人が見受けられます。1法人当たりの文書指摘件数は5.3件（令和5年度：4.4件）、口頭指摘件数は3.6件（令和5年度：4.2件）となっており、文書指摘件数が増加しています。

県では、指導監査時など今後とも様々な機会を捉えて、新しい制度の一層の浸透と定着を進めていくこととしています。

(2) 主な指導事項

指導事項		令和6年度		令和5年度		令和4年度	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
会計管理、会計処理が不適正		128	27.9	122	24.3	71	22.2
内訳 (再掲)	経理規程の不備又は実態との相違	34	7.4	33	6.6	16	5.0
	会計処理（小口現金等）が不適正	18	3.9	19	3.8	15	4.7
	決算手続、計算書類等の作成が不適正	25	5.5	19	3.8	4	1.3
	会計管理体制が不適正	9	2.0	16	3.2	11	3.4
	その他	42	9.2	36	7.2	25	7.8
評議員の選任、評議員会の運営が不適正		64	14.0	74	14.7	48	15.0
理事の選任、理事会の運営が不適正		92	20.1	100	19.9	61	19.1
監事の選任、監事監査が不適正		20	4.4	46	9.2	14	4.4
評議員及び役員の報酬について、支給基準の内容及び総額の決定等が不適正		30	6.6	29	5.8	17	5.3
その他		124	27.1	131	26.1	109	34.1
計		458	100.0	502	100.0	320	100.0

(3) 主な指導事項の内容

ア 会計管理、会計処理が不適正

社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準に基づき、財務規律を強化するとともに事業運営の透明性を高め、適正な会計管理・会計処理に努める必要があります。

(ア) 経理規程の不備又は実態との相違

随意契約を行うことができる基準が経理規程に追加されていないなど、新しい社会福祉法人制度に対応できていない事例がありました。

経理規程等に定める拠点区分や小口現金の限度額等が実態と異なる事例がありました。

(イ) 会計処理（小口現金等）が不適正

窓口収納した現金について、毎日の現金残高と帳簿残高の照合等を行っていない事例、小口現金について、現金残高と帳簿残高が整合していない事例、内部取引相殺消去を行っていない事例がありました。

(ウ) 決算手続、計算書類等の作成が不適正

必要な計算書類の注記や附属明細書が作成されていない、又は内容に誤りがある事例がありました。

イ 評議員の選任、評議員会の運営が不適正

評議員の選任において、法人業務を委託する司法書士などを評議員に選任していた事例、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないか等の適格性について確認が行われていない事例がありました。

また、定款等で評議員会の議決事項として定めている事項を評議員会で決議していなかった事例、評議員会の招集手続に不備がある事例等がありました。

ウ 理事の選任、理事会の運営が不適正

理事の選任において、上記の評議員と同様に適格性について確認が行われていない事例がありました。

また、理事長等への権限委任の範囲が不明確な事例、理事会の招集手続に不備がある事例、理事会の議決事項であるにもかかわらず理事長が専決している事例等がありました。

エ 監事の選任、監事監査が不適正

社会福祉法人制度改革により、監事の権限、義務及び責任が社会福祉法に明記され、理事会への出席義務が課される等、理事の業務執行を監視・牽制する機能が強化されました。

監事の選任において、法人業務を委託する税理士などを監事に選任していた事例、評議員や理事と同様に適格性について確認が行われていない事例がありました。

オ 情報公表の内容が不十分

評議員及び役員の報酬等については、評議員、理事及び監事の区分毎にその総額を現況報告書に記載の上、公表する必要がありますが、職員を兼務している理事の職員給与を報酬総額に計上していないなど、正確に記載されていない事例が多くありました。

また、計算書類の内容を補足するための注記事項を拠点区分ごとに作成せず、必要な記載事項を注記していない事例がありました。

カ その他

契約手続関連が不適切

予定価格が経理規程に規定する金額を超えているにもかかわらず、合理的な理由なく一般競争入札を行っていない事例や1社と随意契約している事例がありました。

また、合理的な理由がないにもかかわらず、契約書を作成していない事例がありました。

2 社会福祉施設及び事業所

福祉サービスの基本的理念について、社会福祉法は、「個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」と掲げています。

この基本的理念を踏まえ、社会福祉施設等の一般指導監査（運営指導）では、サービスの質の確保・向上及び利用者保護を主目的に、従業者、設備及び運営に係る基準の遵守、利用者等の希望に沿ったサービス計画の作成、やむを得ず身体拘束を行う際の厳格な手続、虐待防止の取組、感染症等の予防対策の充実、褥瘡予防体制の確立、事故防止・苦情解決システムの構築、利用者預り金の適正な管理、非常災害時の体制の整備、適正な報酬の請求等を重点事項とし、施設及び事業者の支援を基本姿勢としつつ指導を行いました。

主な指導事項は次のとおりです。

(1) 保護施設等（13 施設）

○ 業務継続計画の策定等が不適切（授産施設）

業務継続計画が策定されておらず、計画に基づく定期的な研修や訓練が実施されていない事例がありました。

授産施設は、災害や感染症の発生時に利用者に対し処遇を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るため、業務継続計画を作成してその計画に基づき職員に対して研修及び訓練を定期的に（それぞれ年2回以上）実施する必要があります。

○ 衛生管理の取組が不十分（授産施設）

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、検討委員会と職員に対する研修及び訓練を定期的の実施していない事例がありました。

授産施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための検討委員会を定期的に（おおむね3か月に1回）開催し、職員に対する研修及び訓練を定期的に（それぞれ年2回以上）実施する必要があります。

(2) 老人福祉法関係

ア 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護を含む。）（3 施設）

○ 虐待防止のための取組が不十分

虐待防止のための対策を検討する委員会を開催していない、定期的な研修を実施していない事例がありました。

虐待を防止するため、対策を検討する委員会を定期的に（年1回以上）開催するとともに、職員に対する研修を定期的に（年2回以上）開催する必要があります。（研修の実施内容は記録しておきます。）

○ **身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分**

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない、研修を定期的には実施していない事例がありました。

身体拘束等の適正化を図るために、指針を整備し、対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催してその結果を職員に周知徹底するとともに、職員に対する研修を定期的には（年2回以上）実施する必要があります。（研修の実施内容は記録しておきます。）

○ **衛生管理の取組が不十分**

感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための職員に対する研修及び訓練を定期的には実施していない事例がありました。

職員に対する研修及び訓練を定期的には（それぞれ年2回以上）実施する必要があります。（研修や訓練の実施内容は記録しておきます。）

イ 軽費老人ホーム（10施設）

【実施数：10施設】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)
身体拘束等の適正化に向けた取組みが不十分	7	29.2
非常災害対策が不十分	5	20.8
衛生管理等が不十分	4	16.6
その他	8	33.3
計	24	100.0

(ア) 文書指摘事項

○ **身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分**

身体拘束等の適正化のための委員会を開催していない、定期的な研修及び新規採用時の研修を実施していない事例がありました。

身体拘束等の適正化を図るために、指針を整備し、対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底する必要があります。

また、職員に対する定期的な研修（年2回以上）及び新規採用時には必ず研修を実施する必要があります。（各種の研修の実施内容は記録しておくことが必要です。）

○ **非常災害対策が不十分**

消火訓練及び避難訓練の実施について、消防法施行規則に定める実施回数に不足していた事例がありました。

また、感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画に関しては、必要な研修及び訓練を定期的には実施する必要があります。

○ 衛生管理の取組が不十分

感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会及び研修を定期に実施していない事例がありました。

対策を検討する委員会を概ね3か月に1回以上開催して、その結果を職員に周知徹底するとともに、職員に対する定期的な研修（年2回以上）及び新規採用時には必ず研修を実施する必要があります。

ウ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護及びサービス付き高齢者向け住宅を含む。）

(7) 文書指摘事項

【実施数：62】

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)	【参考】 過去3年 平均 (%)
身体拘束等の適正化へ向けた取組が不十分	35	23.5	31.4
非常災害対策が不十分	21	14.1	12.7
事故発生の防止等の取組が不十分	20	13.4	22.5
虐待防止の取組が不十分	16	10.7	5.5
衛生管理・感染症予防の取組が不十分	15	10.1	4.7
運営内容・手続の説明及び同意の不備	12	8.1	6.8
報酬・各種加算の算定誤り、不備	7	4.7	2.9
その他	23	15.4	13.8
計	149	100.0	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分

身体拘束等の適正化のための指針を整備していない、対策を検討する委員会を開催していない、研修を実施していない、身体拘束等を行った場合の理由等の記録がない事例がありました。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様、緊急やむを得ない理由等を記録しなければなりません。

また、身体拘束等の適正化を図るために、指針を整備し、対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、介護職員その他の従業者に対する研修を定期的実施する必要があります。

(参考)「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」(令和5年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業」)

○ **非常災害対策が不十分**

消火訓練及び避難訓練の実施について、消防法施行規則に定める実施回数に不足していた事例がありました。

また、感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画に関しては、必要な研修及び訓練を定期的実施する必要があります。

○ **事故発生の防止等の取組が不十分**

事故発生の防止のための委員会や研修を行っていない、指針を整備していない事例がありました。

事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された指針を整備し、事故発生防止のための委員会を定期的に（年1回以上）開催するとともに、職員に対する研修を定期的に（年1回以上）実施する必要があります。

○ **虐待防止の取組が不十分**

高齢者虐待の防止のための指針が作成されておらず、委員会と研修を定期的実施していない事例がありました。

高齢者虐待の防止のために、指針を作成するとともに、虐待防止を検討する委員会を定期的に（年1回以上）開催し、職員に対する研修を定期的に（年1回以上）実施する必要があります。

○ **衛生管理・感染症予防の取組が不十分**

感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していない、対策を検討する委員会を開催していない、研修・訓練を実施していない事例がありました。

指針を整備するとともに、委員会を概ね6か月に1回以上開催し、職員に対する研修・訓練を定期的に（それぞれ年1回以上）実施する必要があります。

(3) 介護保険法関係

ア 訪問介護

(ア) 文書指摘事項

【実施数：115】

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)	【参考】 過去3年 平均 (%)
訪問介護計画の作成等の不備	52	30.2	29.8
勤務体制の確保等の不備	32	18.6	16.8
報酬・各種加算の算定誤り、不備	26	15.1	15.6
従業者の員数の不備	12	7.0	6.4
運営内容・手続の説明及び同意の不備	11	6.4	11.4
その他	39	22.7	20.0
計	172	100.0	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 訪問介護計画の作成等の不備

訪問介護計画が作成されていない事例や居宅サービス計画の援助方針等を踏まえて作成されていない事例がありました。

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて目標を設定し、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する必要があります。

計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の内容に沿ったものとし、内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、利用者に交付しなければなりません。

また、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行います。

○ 勤務体制の確保等の不備

- ・ 事業所ごとに勤務表が適切に作成されていない事例がありました。

利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、従事者の日々の勤務時間、勤務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にした月ごとの勤務表を作成する必要があります。

なお、訪問介護員等が併設事業所等（有料老人ホーム等）の職務を兼務している場合は、それぞれの勤務時間を明確に区分して管理する必要があります。

- ・ パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない事例がありました。

職場におけるハラスメントの内容及びハラスメント禁止方針を明確化し、相談

窓口を定め、従業者に周知等することが必要です。

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ 特定事業所加算

全ての訪問介護員等に係る個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画の内容が不十分な事例がありました。

訪問介護員等の総数に占める一定の要件を満たす者の割合について、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用い、算定要件を満たしていることを確認していない事例がありました。

○ 従業者の員数の不備

訪問介護員等の員数が配置基準を満たしていない事例や、サービス提供責任者に常勤専従の者が配置されていない事例がありました。

サービス提供責任者は常勤の訪問介護員等のうち、介護福祉士等の資格を有し、専ら訪問介護に従事するものを充てなければなりません。

○ 運営内容・手続の説明及び同意の不備

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載がない事例等がありました。

利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、訪問介護提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

イ 訪問看護

(7) 文書指摘事項

【実施数：58】

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)	【参考】 過去3年度 平均 (%)
訪問看護計画の作成等の不備	11	29.8	32.9
報酬・各種加算の算定誤り、不備	6	16.2	22.8
運営内容・手続の説明及び同意の不備	6	16.2	10.1
勤務体制の確保等の不備	4	10.8	8.9
その他	10	27.0	25.3
計	37	100.0	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 訪問看護計画の作成等の不備

居宅サービス計画の内容に沿った計画となっていない、訪問看護計画に対する利用者の同意を得たことが確認できない、具体的なサービス内容を記載していない事例等がありました。

既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。計画の作成に当たっては、あらかじめ目標等の主要事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、計画を交付しなければなりません。

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ サービス提供体制強化加算

看護師等の総数に占める一定の要件を満たす者の割合について、常勤換算方法で算出した前年度（3月を除く。）の平均を用い、算定要件を満たしていることを確認していない事例がありました。

○ 運営内容・手続の説明及び同意の不備

指定訪問看護を提供することについて、利用申込者の同意を得たことが確認できない事例がありました。

指定訪問看護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定訪問看護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければなりません。

なお、当該同意については、当事者双方の保護の観点から、書面によって確認することが望ましいものです。

ウ 通所介護

(ア) 文書指摘事項

【実施数：88】

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)	【参考】 過去3年度 平均 (%)
報酬・各種加算の算定誤り、不備	36	29.8	26.3
通所介護計画の作成等の不備	24	19.8	23.0
勤務体制の確保の不備	18	14.9	13.9
運営内容・手続の説明及び同意の不備	10	8.3	6.2
従業者の員数の不備	8	6.6	7.2
非常災害対策の不備	5	4.1	4.8
設備及び備品等が不適切	2	1.6	6.2
その他	18	14.9	12.4
計	121	100.0	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ 個別機能訓練加算（I）

個別機能訓練計画を作成後、3か月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認するとともに、利用者等に対して計画の進捗状況等を説明し、記録を行う必要がありますが、この記録が確認できない事例がありました。

・ 中重度者ケア体制加算

毎月ごとに、指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していることを確認していない事例がありました。

○ 通所介護計画の作成等の不備

計画を作成していない、居宅サービス計画の内容に沿って作成していない事例がありました。

管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければなりません。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

また、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならず、また、当該計画を交付しなければなりません。

○ **勤務体制の確保等の不備**

事業所ごとに適切な勤務表を作成していない事例がありました。

利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にした月ごとの勤務表を作成する必要があります。

○ **運営内容・手続きの説明及び同意の不備**

利用申込者又はその家族に対して重要事項を記した文書を交付していない事例がありました。

利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、通所介護提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

エ 通所リハビリテーション（単独事業所）

(ア) **文書指摘事項**

【実施数：27】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)
通所リハビリテーション計画作成の不備	14	37.8
報酬・各種加算の算定誤り、不備	10	27.1
非常災害対策の不備	6	16.2
その他	7	18.9
計	37	100.0

(イ) **主な指導事例**

○ **通所リハビリテーション計画の作成等の不備**

通所リハビリテーション計画が他の通所リハビリテーション従業者と協議の上作成されていない事例等がありました。

通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の内容に沿ったものとし、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通所リハビリテーション従業者が共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成する必要があります。

また、通所リハビリテーション計画を作成したときは、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、利用者に交付する必要があります。

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ サービス提供体制加算Ⅲ

介護職員の総数のうち、算定要件にあたる介護福祉士の占める割合を確認していない事例等がありました。

当該加算の算定に当たっては、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上、指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であることのいずれかに適合することを常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均が要件を満たす必要があります。

オ 短期入所者生活介護（単独事業所）

(ア) 文書指摘事項

【実施数：25】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)
短期入所生活介護計画の作成等の不備	16	29.6
報酬・各種加算の算定誤り、不備	9	16.7
非常災害対策の不備	9	16.7
避難確保計画に基づく取組が不十分	8	14.8
その他	12	22.2
計	54	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 短期入所生活介護計画の作成等の不備

短期入所生活介護計画が他の短期入所生活介護従業者と協議の上作成されていない事例がありました。

短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の内容に沿ったものとし、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成する必要があります。

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ サービス提供体制強化加算Ⅱ

算定要件である職員の割合について、常勤加算方法により算出した前年度の平均を確認していない事例がありました。

当該加算の算定に当たっては、算定要件である職員の割合について、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を確認する必要があります。

○ **非常災害対策が不十分**

消防法に定める避難訓練等が実施されていない事例がありました。

非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど、従業者が非常災害に対応できるための措置を講じる必要があります。

カ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(ア) **文書指摘事項**

【実施数：49】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)	【参考】 過去3年度 平均(%)
福祉用具貸与・特定福祉用具販売計画の作成等の不備	7	31.8	34.0
勤務体制の確保等の不備	4	18.2	25.5
運営内容・手続の説明及び同意の不備	2	9.1	23.4
その他	9	40.9	17.1
計	22	100.0	100.0

(イ) **主な指導事例**

○ **福祉用具貸与・特定福祉用具販売計画の作成等の不備**

既に作成されている居宅介護サービス計画の内容に沿って作成していない事例や適時適切に計画が変更されていない事例がありました。

計画は、利用者の希望や心身の状況等を踏まえて目標を設定し、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載し、居宅サービス計画に沿って作成されなければなりません。

○ **勤務体制の確保等の不備**

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない事例がありました。

職場におけるハラスメントの内容及びハラスメント禁止方針を明確化し、相談窓口を定め、従業者に周知等する必要があります。

キ 介護老人福祉施設（併設の短期入所生活介護を含む。）

(ア) 文書指摘事項

【実施数：42】

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)	【参考】 過去3年度 平均 (%)
報酬・各種加算の算定誤り、不備	57	39.3	30.5
施設サービス利用計画等の作成が不適切	18	12.4	7.6
口腔衛生の管理等が不適切	12	8.3	0.0
特例的な入所の管理が不適切	12	8.3	0.0
非常災害対策が不十分	10	6.9	11.9
身体拘束適正化に向けた取組が不十分	7	4.8	15.3
その他	29	20.0	34.7
計	145	100.0	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）

入所日の属する月に算定していた事例がありました。

当該加算は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たす施設において、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、施設入所日の属する月の翌月以降に評価を実施し、褥瘡の発生がない場合に算定することができます。

・ 加算算定要件の確認の不備

日常生活継続支援加算について、算定日の属する月の前6か月間又は前12か月間における新規入所者の総数における一定の者の占める割合が所定の割合以上であることを毎月確認していない事例、サービス提供体制強化加算の算定要件である介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合等について、前年度（3月を除く。）の平均が要件を満たしているか確認していない事例がありました。

加算の算定要件については、それぞれの加算ごとに確認を行い算定する必要があります。

○ 施設サービス計画等の作成が不十分

施設サービス計画の作成に当たり、他の従業者の意見を徴取していることが確認できない事例がありました。

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議等により、他の従業者の専門的な見地からの意見を聴く必要があります。

○ 口腔衛生の管理が不適切

介護職員等が入所者の口腔の健康状態の評価を実施したことが確認できない事例がありました。

介護職員等は入所者の施設入所時及び月 1 回程度の口腔の健康状態の評価を実施する必要があります。

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士からの口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を行ったことが確認できない事例がありました。

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生等の実態の把握や介護職員からの相談等を踏まえ、施設の実状に応じて年 2 回、口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を行う必要があります。

○ 特例的な入所の管理が不適切

要介護度 1 又は 2 の入所申込書の特例入所を決定するにあたり、市町村への意見照会及び入所検討委員会の開催が確認できない事例がありました。

要介護度 1 又は 2 の入所申込者の特例入所を決定する場合は、市町村への意見照会及び市町村の意見書に基づく入所検討委員会を開催するほか、要介護度が 3 以上から 2 以下に変更になった場合においても市町村への意見照会及び市町村の意見書に基づく入所検討委員会を開催する必要があります。

○ 非常災害対策が不十分

消火訓練及び避難訓練の実施回数が、消防法施行規則で定める回数に不足していた事例がありました。

特別養護老人ホームの防火管理者は、消防計画に基づいて消火訓練及び避難訓練を年 2 回以上実施しなければなりません。

また、土砂災害防止法及び水防法により、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない事例がありました。

要配慮利用者施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に定めるところにより利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければなりません。

○ 身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分

介護職員その他の従業者に対する、身体拘束等の適正化を図るための研修の実施回数が不足していた事例がありました。

職員教育を組織的に徹底させていくため、施設の指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年 2 回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施することが必要です。

また、研修の実施内容について記録することが必要です。

ク 介護老人保健施設（短期入所療養介護及び通所リハビリテーションを含む。）

(ア) 文書指摘事項

【実施数：27】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)	【参考】 過去3年度 平均(%)
報酬・各種加算の算定誤り、不備	24	38.1	26.8
施設サービス計画の作成等の不備	19	30.2	12.2
非常災害対策が不十分	9	14.3	12.2
身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分	2	3.2	9.8
その他	9	14.3	39.0
計	63	100.0	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 施設サービス計画作成等の不備

- 施設サービス計画の作成にあたり、サービス提供開始後に入所者又はその家族からの同意を得ていた事例がありました。

施設サービス計画の作成にあたっては、入所者又はその家族に対しあらかじめその内容の説明を行った上で、入所者又は家族の同意を得る必要があります。

- 施設サービス計画の作成にあたり、他の従業者の意見を聞いた記録が確認できない事例がありました。

介護支援専門員は、施設サービス計画策定にあたり、サービス担当者会議等により、他の従業者の専門的な見地から意見を聞く必要があります。

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

サービス提供体制強化加算の算定にあたり、介護職員の総数に占める一定の要件を満たす者の割合について、算定要件を満たしていることを確認していない事例がありました。

この加算の算定に当たっては、介護職員の総数に占める一定の要件を満たす者の割合について、常勤換算方法で算出した前年度（3月を除く。）の平均を用い、算定要件を満たしていることを確認する必要があります。

○ 非常災害対策が不十分

土砂災害防止法及び水防法により、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない事例がありました。

要配慮利用者施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に定めるところにより利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければなりません。

○ 身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分

介護職員その他の従業者に対する、身体拘束等の適正化を図るための研修の実施回数が不足していた事例がありました。

職員教育を組織的に徹底させていくため、施設の指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施することが必要です。

また、研修の実施内容について記録することが必要です。

ケ 介護医療院

(7) 文書指摘事項

【実施数：10】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)
報酬・各種加算の算定誤り、不備	5	26.3
非常災害対策が不十分	4	21.0
施設サービス計画の作成等の不備	2	10.5
その他	8	42.1
計	19	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

サービス提供体制強化加算の算定にあたり、介護職員の総数に占める一定の要件を満たす者の割合について、算定要件を満たしていることを確認していない事例がありました。

この要件の算定に当たっては、介護職員の総数に占める一定の要件を満たす者の割合について、常勤換算方法で算出した前年度（3月を除く。）の平均を用い、算定要件を満たしていることを確認する必要があります。

○ 非常災害対策が不十分

土砂災害防止法及び水防法により、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない事例がありました。

要配慮利用者施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に定めるところにより利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければなりません。

○ 施設サービス計画作成等の不備

- 施設サービス計画の作成にあたり、サービス提供開始後に入所者又はその家族からの同意を得ていた事例がありました。

施設サービス計画の作成にあたっては、入所者又はその家族に対しあらかじめその内容の説明を行った上で、入所者又は家族の同意を得る必要があります。

(4) 障害者総合支援法関係

ア 訪問系サービス事業所

(ア) 文書指摘事項

【実施数：147 事業所】

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)
個別支援計画の作成等の不備	20	18.9
契約手続き等の不備	17	16.0
身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分	15	14.2
衛生管理体制	10	9.4
その他	44	41.5
計	106	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 個別支援計画の作成等の不備

計画作成に当たりアセスメント及びモニタリングの記録が不十分な事例、計画の見直しや必要に応じた変更を行っていない事例がありました。

計画作成後は、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行います。

○ 契約手続等の不備

契約書及び重要事項の記載内容が実態と異なる事例がありました。

居宅介護事業者等は、サービス開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、従業者の勤務体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る必要があります。

○ 身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分

身体拘束等の適正化のための取組が不十分な事例があり、中には、指針の未整備や委員会の未開催により身体拘束廃止未実施減算が適用されたものもあります。

身体拘束等の適正化を図るために、指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、従業者に対する研修を定期的（年1回以上）に実施する必要があります。

イ 通所系等サービス事業所

(ア) 文書指摘事項

【実施数：74事業所】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)
契約手続等の不備	14	18.9
個別支援計画の作成等の不備	7	9.5
業務継続計画の策定等の不備	6	8.1
勤務体制の確保等	5	6.8
その他	42	56.8
計	110	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 契約手続等の不備

契約書及び重要事項の記載内容が実態と異なる事例の他、受給者証の写しを保管していない事例、受給者証への記載事項が誤っている事例がありました。

サービス開始に際し、当該サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約したサービスの量、その他の必要な事項を受給者証に記載しなければなりません。

○ 業務継続計画の策定等の不備

業務継続計画が未策定の事例や業務継続計画に基づいた研修、訓練の実施が不十分な事例がありました。

感染症や非常災害の発生時において、早期に業務を再開し、利用者に対してサービス提供を継続するための計画を策定し、計画に基づいて研修、訓練等の必要な措置を講じる必要があります。

○ 勤務体制の確保等

月ごとの勤務表が未作成の事例がありました。

利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければなりません。

○ 個別支援計画の作成等の不備

計画作成に当たりアセスメントが不十分な事例、計画の見直しや必要に応じた変更を行っていない事例、サービスの提供に当たる担当者等の意見を聴いていない事例がありました。

サービス管理責任者は、計画の作成に当たっては、サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議により担当者等の意見を聴く必要があります。

また、計画作成後は、その実施状況を把握し、少なくとも6か月（自立訓練は3か月）ごとに計画を見直し、必要に応じてその変更を行う必要があります。

実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うとともに、定期的に利用者に面接を行い、結果を記録する必要があります。

ウ 就労系サービス事業所

(ア) 文書指摘事項

【実施数：102 事業所】

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)
報酬・各種加算等の算定誤り、不備	20	14.1
勤務体制の確保等が不十分	16	11.3
サービス計画が未作成等	14	9.9
衛生管理等の取組が不十分	12	8.5
身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分	11	7.7
業務継続計画の未作成等	10	7.0
その他	59	41.5
計	142	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

賃金向上達成指導員加算、福祉専門職員配置等加算、目標工賃達成指導員配置加算等の人員配置基準に関する加算について、必要職種の常勤換算が人員基準を満たしていない事例、算定要件を満たさなくなった後も算定し続けていた事例が多く見られました。人事異動、退職等があった際は加算の算定要件を再確認し、適切な加算請求を行う必要があります。

○ 勤務体制の確保等が不十分

サービス管理責任者が直接支援業務を兼務している事例、月ごとの勤務表が作成されていない事例、従業者との秘密保持に関する制約が確認できなかった事例が多くありました。

○ サービス計画の作成等

個別支援計画の作成にあたり、本人との面談を実施していない事例、アセスメントやモニタリング、計画への同意日の記録が無い事例がありました。

サービス管理責任者は、計画の作成に当たっては、サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議により担当者等の意見を聴く必要があります。

また、計画作成後は、その実施状況を把握し、少なくとも6か月（就労移行支援、就労定着支援は3か月）ごとに計画を見直し、必要に応じてその変更を行う必要があります。

実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うとともに、定期的に利用者に面接を行い、結果を記録する必要があります。

エ 短期入所

(ア) 文書指摘事項

【実施数：24 事業所】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)
契約手続の不備	3	15.8
会計区分の誤り	3	15.8
衛生管理の取組が不十分	3	15.8
その他	10	52.6
計	19	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 契約手続等の不備

契約書及び重要事項の記載内容が実態と異なる事例の他、受給者証の写しを保管していない事例、受給者証への記載事項が誤っている事例がありました。

サービス開始に際し、当該サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約したサービスの量、その他の必要な事項を受給者証に記載しなければなりません。

○ 会計区分の不備

会計の区分が同一建物内や同一敷地内の他事業と一体的に取り扱われている事例がありました。

実施する事業ごとに会計区分を分けて適切に管理する必要があります。

オ 共同生活援助

(ア) 文書指摘事項

【実施数：47 事業所】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)
契約手続の不備	13	14.3
衛生管理	10	11.0
勤務体制の確保	9	9.9
個別支援計画の作成等の不備	8	8.8
利用者負担額の受領等についての不備	7	7.7
預かり金の管理体制の不備	6	6.6
その他	38	41.8
計	91	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 勤務体制の確保

勤務表が作成されていない事例、秘密保持契約について確認ができない事例がありました。

事業所ごとに従業員の業務体制を定めておく必要があるほか、従業員及び従業員であったものが正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすことが無いよう、措置を講ずることが必要です。

○ 個別支援計画の作成等の不備

計画作成に当たりアセスメントが不十分な事例、計画の見直しや必要に応じた変更を行っていない事例、サービスの提供に当たる担当者等の意見を聴いていない事例がありました。

サービス管理責任者は、計画の作成に当たっては、サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議により担当者等の意見を聴く必要があります。

また、計画作成後は、その実施状況を把握し、少なくとも半年ごとに計画を見直し、必要に応じてその変更を行う必要があります。

実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うとともに、定期的に利用者に面接を行い、結果を記録する必要があります。

○ 利用者負担額の受領等についての不備

利用者負担額を受領するにあたって、領収書を交付していない事例、利用契約書に定めのない料金を徴収している事例がありました。

受領する費用については算定根拠を明確にし、適切に領収書を交付する必要があります。

○ 預り金の管理体制の不備

預り金管理規程が作成されていない事例、一人の職員により出納事務が行われている事例、管理者による自主点検及び家族等による年1回以上の確認が行われていない事例がありました。

預り金の紛失等を防ぐため、組織として管理規程を整備し、複数人で出納事務にあたるなど、牽制体制を確保することが必要です。

カ 障害者支援施設（併設の短期入所を含む。）

(ア) 文書指摘事項

【実施数：14施設】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)	【参考】 過去3年度 平均(%)
非常災害対策	10	32.3	0.0
報酬・各種加算等の算定誤り、不備	9	29.0	55.9
身体拘束の適正化	3	9.7	23.1
その他	9	29.0	21.0
計	31	100.0	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 非常災害対策

火災を想定した避難訓練、消火訓練を年2回以上実施していない事例、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に立地しているものの避難確保計画を策定していない事例、避難確保計画に基づいた避難訓練を実施していない事例がありました。

消防法に基づいて避難訓練、消火訓練を年2回以上実施することが必要であることに加え、土砂災害警戒区域等に立地する場合は、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施が必要です。

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ 食事提供体制加算

食事の提供を行った場合の、利用者の摂食量等の記録が確認できない事例がありました。

食事提供体制加算を算定する場合、食事を提供した日については必ず摂食量の記録を行う必要があります、

○ 身体拘束等を行う際の手続が不十分

身体拘束等を行った際の記録（態様、時間、入所者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由）が不十分な事例がありました。

緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3要件を全て満たし、かつ、組織としてこれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録します。

施設が整備する身体拘束等の適正化のための指針には、次の項目を盛り込みます。

- ・ 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ・ 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ・ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ・ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(参考)「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和6年7月厚生労働省、こども家庭庁)

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

(5) 児童福祉法関係

ア 障がい児系施設・事業所

(ア) 文書指摘事項

【実施数：107 事業所】

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)
報酬・各種加算等の算定誤り	16	11.1
契約手続き等の不備	15	10.4
個別支援計画の作成等の不備	13	9.0
非常災害対策	10	6.9
事故発生時の対応	10	6.9
その他	80	55.6
計	144	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 契約手続等の不備

契約書及び重要事項の記載内容が実態と異なる事例がありました。

居宅介護事業者等は、サービス開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、従業者の勤務体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る必要があります。

○ 個別支援計画の作成等の不備

計画作成に当たりアセスメント及びモニタリングの記録が不十分な事例、計画の見直しや必要に応じた変更を行っていない事例がありました。

計画作成後は、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行います。

○ 非常災害対策が不十分

非常災害対策に備えた避難訓練、消火訓練の実施回数が不足している事例、防災計画が未作成の事例がありました。

消防法に基づいて防災計画を策定し、避難訓練及び消火訓練は年に各2回以上実施する必要があります。

イ 保育系施設

(ア) 文書指摘事項

【実施数：514 施設】

指 摘 事 項	件 数	割合(%)
安全計画の取組が不十分	11	23.4
定期的な健康診断の実施が不十分	9	19.1
その他	27	57.5
計	47	100.0

(イ) 主な指導事例

○ 安全計画の取組が不十分

安全計画が策定されていない事例、また、安全計画が職員に周知されていない事例がありました。

児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、施設外での活動、取組等を含めた日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

○ 定期的な健康診断の実施が不十分（認可外保育施設、幼保連携型認定こども園）

児童の健康診断の実施が不十分な事例がありました。

継続して保育している児童の内科検診及び歯科検診を利用開始時及び1年に2回実施する必要があります。

また、直接実施できない場合は、保護者から健康診断書や母子健康手帳の写しの提出を受けることにより、健康状態を確認することが必要です。

ウ 社会的養護関係施設（児童養護施設等）

30 施設を対象に実施し、概ね適正に運営されていました。